

# 出作をめぐる差別と争論

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2011-12-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 森, 杉夫
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006446

# 出作をめぐる差別と争論

# はしかき

その後、南王子村民は次第に出作地を拡大し、近世中期には村高のの出作地を保有している。の出作地を保有している。「震詩時泉州泉郡信太郷かわた村御指出」は、そのうちの一冊で、「慶詩時泉州泉郡信太郷かわた村御指出」は、そのうちの一冊で、

法がその効力を発揮した宝暦期に著しく、安永末年にはほぼ終りをつる。これによれば、出作高の集積は、有毛検見取法・田方木綿勝手作る。これによれば、出作高の集積は、有毛検見取法・田方木綿勝手作る。これによれば、出作高の集積は、有毛検見取法・田方木綿勝手作る。これによれば、出作高の集積は、有毛検見取法・田方木綿勝手作る。これによれば、出作高の集積は、有毛検見取法・田方木綿勝手作る。これによれば、出作高の単行地を周辺村々で保有し、二倍近くの、幕末期には村高の三倍余りの出作地を周辺村々で保有し、二倍近くの、幕末期には村高の三倍余りの出作地を周辺村々で保有し、

第1表 南王子村の出作高の変遷

村	名	安永 2 年 (1773)	天保 4 年 (1833)	明治5年 (1872)
王	子	137. 4490	139.894	石 141.7958
尾	井	45.6387	103.143	101.6337
F	þ	7.2632	54.627	36.3702
池	上	48.3727	81.878	71.7809
伯	太	24.3050	50.879	26.7232
7	ĸ	-	14.720	3,0720
富	秋		18.461	15.4650
干	原			3. 2085
綾	井			1.5150
合	計	263. 0286	463.602	401.5643

またしばしば「大切之惣村高を養申惣ノ池」の樋元支配権をおびやかめ王子村民から「一段別火之村柄」として数々の差別・圧迫をうけ、子村の信太明神の除地三反八畝二十八歩を屋敷地としていた。そのたによって、高百四十六石二斗八升の村として成立するにいたっている。南王子村は小栗街道沿いの農村部落で、少なくとも文禄の太閤検地所たことが分かる。それ以後は尾井以下の近隣村々へ進出している。げたことが分かる。それ以後は尾井以下の近隣村々へ進出している。

森

杉

夫

# 註

# 1 『堺市史 続編』第一巻五二五・五二六頁。

少ともこれらに付け加えようとするものである。

る問題については、すでに一、二の研究がなされているが、本稿は多この出作地で王子村から数々の差別・圧迫をうけた。出作地をめぐ

のである。

そしてさきにみたように、村民は営々として出作地の拡大につとめた

屋敷地を領主小笠原佐渡守に返上し、全村民が旦那寺西教寺とともに、

されるので「惣ノ池と難替」く、元禄十一年(一六九八)三月、

除地の

南王子村内の本田畑の一部を屋敷地にして移住・自立したのであった。(5)

2 太閤検地のとき村切りによって出作地となったのか、のちに出作地 長九年には王子村などで五十九石余を保有している。 を保有するようになったのか、この間の事情は明らかでないが、慶

## 第2表 王子村での出作高の集積

年	代	筆数 (%)	石 高(%)
天和(1681~	83)	1( 0.8)	五 1.4000( 1.1)
元禄(1688~1	703)	<b>i</b> ( " )	0.7105( 0.5)
正徳(1711~	15)	2( 1.5)	0.5818( 0.4)
享保(1716~	35)	11( 8.3)	21.8588(-16.4)
元文(1736~	40)	1( 0.8)	0.7285( 0.5)
寛保(1741~	43)	4( 3.0)	5.7556( 4.3)
延享(1744~	47)	5( 3.8)	6.3764( 4.8)
寛延(1748~	50)	1( 0.8)	1.6223( 1.2)
宝暦(1751~	63)	61(46.2)	47.1659(35.4)
明和(1764~	71)	14( 10.6)	22.3014( 16.7)
安永(1772~	80)	18( 13.6)	12.2397( 9.2)
不	明	13( 9.8)	12.4784( 9.4)
合	計	132(100.0)	133.2193(100.0)

他村および居村の農民からの買請合計である。

小字名	南王子村	南王子村 周辺農村の同小字地面積				
小子石	,	王子村	尾井村	富秋村	太村	中 村
雨ふり	町反畝 歩 2.5.8.01	町反畝 歩 1.7.8.15	反畝 歩 7.0.07	町反畝 歩 1.4.10	町反畝 歩	反畝 歩
やしき	1.06		9.18			
あまくす	5.20	4.3.11	5.9.19	4.1.0.03		1.3.20
山はち	6.29	1.4.6.07			1.9.2.21	
川ノ上	5. 2. 24	6.00		2.13		
一のつほ	2.0.00	1.3.10				
川のはた	4.27	1.00				
いけのはた	5.00	1.14				
山谷	2.8.09	2.1.9.18	5.1.19		2.5.06	
五反田	1.6.20	1.0.10	2.0.00			
六反田	1.6.20	2, 9. 03	1, 2, 00			
ため田	1.1.25		3.0.02			
尾さき	2. 2. 11	9, 6, 29				
合 計	4. 5. 0. 12	7.4.5.27	2.5.3.05	4. 2. 6. 26	2.1.7.26	1.3.20

慶長9年「泉州泉郡信太郷かわた村御指出」・「泉州泉郡信太郷わうし村 御 指 出 之 事」・「泉州泉郡信太郷尾井村御指出之事」・「泉州泉郡信太郷富秋村御指出事」・「泉 州泉郡信太郷太村御指出之事」・「泉州泉郡信太郷中村御指出之事」による。以下, 慶長9年の指出はすべて東京大学史料編纂所蔵である。

この指出は文禄の太閤検地帳によって、慶長九年当時の村方の耕

表にみるように、王子村など他村の小字のものであり、出作地であ はた・はかた北口・はなむらで、慶長九年の指出帳の保有地は、次 九ノ坪・十ノ坪・十五ノ坪・十六ノ坪・十七ノ坪・十八ノ坪・道ノ 南王子村の小字名は四ノ坪・五ノ坪・六ノ坪・七ノ坪・八ノ坪・ 5

6

本史研究』一八一号)など。

所持高と出作高との関係の変遷

小野田栄子「幕藩制解体期における賤民身分をめぐる諸動向」(『日

期の村格一件」(『部落問題論集』第2号)。

拙稿「近世未解放村落の貫租」(『日本歴史』 二五九号)・「明治初

3

4

『奥田家文書』九〇七号。

第3・4・5表であり、これをまとめたものが第6表である。 における、 天明四年 居村での所持高と王子村での出作高との関係を示したのが (一七八四)・天保十四年 (一八四三)・安政六年 (一八五九)

うし村御指出之事」によれば、「六畝 八斗一升 移動の記事があり、下池田村から提出した分の表紙には「エク禄三年八 州南郡八木郷中屋村御検地帳」の末尾に「文禄三年八月吉日」の文 指出帳ではない。文禄の検地帳によったことは、例えば「咫長九年泉 言があり、本文中に「下 弐畝 弐斗六升 五郎小右衛門入」と耕地 地保有や出作地の現況を報告したもので、必ずしも一村単位の検地 木郷下池田村御検地帳」とあり、さらに「厚景九年泉州泉郡信太郷わ 彦左衛門失人」な

信太郷出作高石村御指出之事」・「凡月吉日泉州泉郡信太郷出作助松村 出作高、森村・助松村から富秋村への出作高などが、それぞれの出 御指出」)。 作先の村方から別帳で報告されていることから分かる(「厚長九年泉州 また、一村単位の検地指出帳でないことは、高石村から中村への

どと注記していることによって明らかである。

あり、後者は尾井・太両村の無地をまとめて報告している。 あり、指出の小字名はさきにみたように王子村などのそれであるか 『奥田家文書』三九二・八・一〇六二・一〇〇五号。 らである。このようにまとめて報告した例としては、「原長九年泉州信 太郷出作舞・村御指出」・「八月吉日泉州泉郡信太郷無地之帳事」などが 落したものと考えられる。すでに古検村高は百四十六石二斗八升で 「凡月吉日泉州泉郡信太郷かわた村御指出」は「出作」の二字を書

出作高 居村持高	1石未満	1石~3石	3石~5石	5石~7石	7石~10石	計
10石~15石				人 1 石 5.0610(3.8)		人 1 石 5.0610( 3.8)
7 ~10	·	,		5,0010( <b>\$</b> .6)	$1\frac{1}{\pi}$ $(2.0)$	1 (2.0)
5 ~ 7				1 (2.0) 5.9459(4.5)	1	9.1900( 6.9) 1 ( 2.0) 5.9459( 4.5)
3 ~5	石	人 3 石 2017(下)	· '	2 (3.9)		6 (11.8)
$\begin{vmatrix} 1 & \sim 3 \end{vmatrix}$	2 (3.9)	6.6317(5.0) 7 (13.7)	$\begin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$			19. 2583( 14. 4) 17 ( 33. 3)
1 石未満	2 (3.9)	6 (11.8)	22.6575(17.0) 2 (3.9) 7.8694(5.9)	,		46.3802(34.8) 10 (19.0) 20.2586(15.2)
無 高	3 (5.9)	11 (21.6)	Į.			15 (29.4) 27.2367(20.4)
合 計	8 (15.7)	27 (52.9)	9 (17.6)	6 (11.8)	1	51 (100.0)
	4.1782(3.1)	52.6779(39.5)	33.6241(25.2)	33.6605(25.2)	9.1900(6.9)	133. 3307(100. 0)

## 天明4年の居村所持高と出作高との関係 第3表

第4表 天保14年の居村所持高と出作高との関係

出作高 居村持高	1 石未満	1石~3石	3石~5石	5石~7石		1	B	計
10石~15石				人 % ② (4.3) 石 11.6737(8.4)	-	人 % ① (2,2) 石 10.6889(7.7)		人 % 3 (6.5) 石 22.3626(16.1)
7~10								
5~7		人 % ① (2.2) 石 2.9861(2.1)					,	1 (2.2) 2.9861(2.1)
3~5				① (2.2) 6.4083(4.6)		① (2.2) 11.3091(8.1)	人 % ① (2.2) 石 16.9550(12.2)	4 (8.7) 38.0627(27.3)
1~3		7.4292( 5.3)	.3 (6.5) 10.8000(7.8)	1 (2.2) 5.9046(4.2)				9 (19.6) 24.1338(17.3)
1石未満	人 % 5 (10.9) 石 2.5629(1.8)	8 (17.4) 17.5070(12.6)	3 (6.5) 11.8074(8.5)	1 (2.2) 5.4012(3.9)				17 (37.0) 37.2785(26.8)
無高	4 (8.7) 1.5369(1.1)	8 (17.4) 12.8102(9.2)						12 (26.1) 14.3471(10.3)
合 計	9 (19.6)	22 (47.8)	7 (15.2)	5 (10.9)		2 (4.3)	1 (2.2)	46 (100.0)
- "	4.0998( 2.9)	40.7325(29.3)	25.9977(18.7)	29.3878(21.1)		21.9980(15.8)	16.9550(12.2)	139.1708(100.0)

○内の数字は、牛所持の人数を示す。

第5表 安政6年の居村所持高と出作高との関係

出作高 居村持高	1石未満	1石~3石	3石~5石	5石~7石	7石~10石	10石~15石	15石~20石	
15石~20石					① ( 2.4) 19.8268( 7.2)			人 % 1 (2.4) 分 9.8268(7.2)
10~15					① (2.4) 7.0815(5.2)			1 (2.4) 7.0815(5.2)
7~10		① ( 2.4) 行 1.5603( 1.1)		-				1 (2.4) 1.5603(1.1)
5~7	少(2.4) 石 0.5766(0.4)		① (2.4) 4.4494(3.3)	① (2.4) 5.1511(3.8)	① (2.4) 9.5833(7.0)	① (2.4) 10.5876(7.7)	① ( 2.4) 18.1125(13.2)	6 (14.3) 48.4905(35.5)
3~5		② (4.8) 4.2853(3.1)						2 (4.8) 4.2853(3.1)
1~3		① 6 (16.7) 12.9468(9.5)	① 3 (9.5) 15.0797(11.0)	1 (2.4) 6.4539(4.7)				12 (28.6) 34.4804(25.2)
1石未満	4 (9.5) 1.5889(1.2)	7 (16.7) 13.8504(10.1)		1 (2.4) 5.4015(3.9)				13 (31.0) 24.2992(17.8)
無高	3 (7.1) 1.9856(1.5)							6 (14.3) 6.7613( 4.9)
合 計	8 (19.0) 4.1511( 3.0)		6 (14.3) 23.0175(16.8)	3 (7.1) 17.0065(12.4)	3 (7.1) 26.4916(19.4)	1 (2.4) 10.5876(7.7)	1 (2.4) 18.1125(13.2)	42 (100.0) 136.7853(100.0)

- 1 西教寺(6石324)の出作高1石8988,寺出作高4石2833は除いてある。
- 2 ○内の数字は牛所持の人数を示す。

第6表 居村所持高と出作高との関係の変遷

第6表 居村所持高と出作高との関係の変遷								
年次 居村 <b>持</b> 高	天明4年	天保14年	安政6年					
15石~20石		,	人 ① ( 2.4)					
	٨ %	人 %	9.8268(7.2)					
10 ~15	1 (2.0)	人 ③ (6.5) 石	① (2.4)					
1	5.0610( 3.8)	22.3626(16.1)	7.0815(5.2)					
7 ~10	1 (2.0)		① (2.4)					
	9.1900( 6.9)		1.5603( 1.1)					
5 ~ 7	1 ( 2.0)	1 (2.2)	6 (14.3)					
	5.9459(4.5)	2.9861(2.1)	48.4905(35.5)					
3 ~ 5	6 (11.8)	4 (8.7)	② (4.8)					
	19.2583(14.4)	38.0627(27.3)	4.2853( 3.1)					
1 ~3	17 (33.3)	(19.6)	② (28.6)					
-	46.3802(34.8)	24.1338(17.3)	34.4804(25.2)					
1 石未満	10 (19.6)	17 (37.0)	13 (31.0)					
1 41 NC that	20.2586(15.2)	37.2785(26.8)	24.2992(17.8)					
無高	15 (29.4)	12 (26.1)	6 (14.3)					
7777	27.2367( 20.4)	14.3471( 10.3)	6.7613( 4.9)					
	51 (100.0)	46 (100.0)	42 (100.0)					
合 計	133.3307(100.0)	139.1708(100.0)						
	<del>`</del>							

合三勺で四八・六%である。 一三二・三%、出作高において三四・八%をしめている。またそが無高層で、人数で二九・四%、出作高で二○・四%である。またそが無高層で、人数で二九・四%、出作高で二○・四%である。またそが無高層で、人数ではないて三四・八%をしめている。これにつぐの三三・三%、出作高において三四・八%をしめている。これにつぐの三三・三%、出作高において三四・八%をしめている。これにつぐの三三・三%、出作高において三四・八%をしめている。

に集積される。その中心は三―五石層で、出作高の二七・三%をしめ、天保後期以降、出作地は牛を所持する三石以上層 (セセオヤでータ、出作地を保)

王子村との出作をめぐる争論

之押取被致候段、 賤敷者共と而御座候得者、非儀・非道之取斗敷と敷勘定と而理悲之無差別銀子取立被申、 剰印形之儀者何と押候哉、無躰無之候得共、御年貢筋并御高掛り之儀と付、 賤敷者之所持仕候迚、無如何様と踏下と被申候而も、 生得悪敷者共之儀と候得者、 一言之申開期・天保期・明治初期に南王子村と王子村との間で、出作をめぐって期・天保期・明治初期に南王子村と王子村との間で、出作をめぐって期・天保期・明治初期に南王子村と王子村との間で、出作をめぐって期・天保期・明治初期に南王子村と王子村との間で、出作をめぐって期・天保期・明治初期に南王子村と王子村との間で、出作をめぐって、

# 『奥田家文書』二二・九四五・五四・九六二・六一・九八五号

î

出作地におけ

かである。こうした高持層による出作地経営の増加は、

る対等性の要求を次第に高めていったのである。

三七石四斗一升八合五勺 (二七・四%) と、減少傾向にあることは明ら

七升七合九勺(三九・五%)から、天保期の二二人(四七・八%)・四〇

天明期の二七人(五二・九%)・五二石六斗

石七斗三升二合五勺(二九・三%)、さらに安政期の二〇人(四七・六%)・

して零細な一―三石であるということには変りはないが、人数においただし、出作経営規模の中心は、天明期から安政期にかけて、依然と

作高の半ばをしめるにいたっている。一方、無高層はますます減じ、の五―七石層が出作高の三五・五%を、また牛所持の五石以上層が出

人数においても出作高においても、天保後期にくらべて半減している。

の出作高も天明期の二〇・四%から一〇・三%に半減している。層は天明期の一五人(二九・四%)から一二人(二六・一%)に滅じ、そその半ばは一〇石以上の経営規模をもつにいたっている。一方、無高

こうした傾向は、こののちますます顕著になる。安政期には牛所持

ても、出作高においても、

をk明のすい、ではしたCLともご言、同ご早の出手高掛り者し用根の不法を打破し、その面での対等性を要求するものであった。の不法を打破し、その面での対等性を要求するものであった。う身分関係は認めても、それを年貢関係にまで貫徹させている王子村ヶ敷奉存候」と一橋代官所へ訴えているように、百姓対「穢多」といヶ敷奉存候」と一橋代官所へ訴えているように、百姓対「穢多」とい

入用は二重に掛けられていることになる。④明和八年(一七七一)まで **うに、水掛り入用を王子村役高三百二十石余で割賦されては、水掛り** 分り筋立候入用」なれば、 得者、庄屋方江等振向、得等相〆り候対談」をしてくれない。⑥ ら上記の新名目の徴収が行われるようになり、入用が増してきた。⑤ は先入用打・夜番賃・歩行給という名目はなかったが、翌安永元年か 割りで南王子村に納めている。しかるに王子村の庄屋・年寄のいうょ 歩余は南王子村出作人の保有するところである。南溝筋の入用は反別 筋掛りのうち四町九反二畝二十二歩は王子村領で、そのうち四町五戸 用の訳を読聞かせてほしいと再三要求したが読聞せてもくれない。② 入用方につき「庄屋方江参り候得者、年寄方へ振向、年寄方江参り候 村支配の南溝筋は南王子・王子・尾井三ヵ村の田地掛りである。南溝 北二筋の溝があり、王子村支配の北溝筋は王子村の田地掛り、南王子 用を役高三百二十石余に割賦するというだけである。③惣の池には南 ただ入用は惣の池の池守賃・水入給・杭木・土俵・溝ざらいなどの費 頼んだが、昔から帳面を見せた例がないと拒絶された。それなれば入 作高掛り入用勘定が不分明で得心できないので、帳面を見せてくれと ぎのように府中代官所へ王子村の取扱いに不法があると訴えた。①出 これに対して太郎兵衛らは、村役人に奥書・印形してもらって、つ 「何程難渋迫り候迚、 不納仕候儀毛頭無御 相

王子村の庄屋・年寄に命じていただきたい。入用が二重にならないよう、得心をさせて差配銀を徴収するように、座候得共」、何分勘定が不分明なので納入を延引しているのである。

落着をみた。村の出作人に委細読聞かせがなされ、納得のうえ捺印されて、出入の村の出作人に委細読聞かせがなされ、納得のうえ捺印されて、出入のさせるように命じた。そして両人の取噯いで、小入用について南王子府中代官所はこの出作人の訴願を取上げず、郷宿両人に渡して内済

あった。 よといわれて出銀するということがくりかえされるというありさまでところ、来年は立会いのうえ読聞かせるから、本年は異儀なく出銀せ無勘定で徴収されるので、出作人らは納得の上で出銀したいと申出た天明期の争論 しかしその後は前々のように読聞かされず、石 懸 銀 が天明期の争論 しかしその後は前々のように読聞かされず、石 懸 銀 が

所へ出訴された。

「大明三年(一七八三)十二月末、出作人一同は、かれらに対する王子天明三年(一七八三)十二月末、出作人一同は、かれらに対すのおしたところ、正子村から府中代官とので、どういうわけで多く掛けられるのか、入用方について読聞かるので、どういうわけで多く掛けられるのか、入用方について読聞かるので、どういうわけで多く掛けられるのか、入用方に対する王子天明三年(一七八三)十二月末、出作人一同は、かれらに対する王子

できないといいはった。そこで両人は王子村の意向を出作人に伝えるできないといったところ、王子村は何分帳面を出作人に読聞かすことは月、この調停案を両人は王子村へ伝えた。そのさい王子村が出作人四月、この調停案を両人は王子村へ伝えた。そのさい王子村が出作人四月、この調停案を両人は王子村へ伝えた。そのさい王子村が出作人四月、この調停案を両人は王子村へ伝えた。そのさい王子村が出作人四月、この調停案を両人は王子村へ伝えた。そのさい王子村が出作人四月、この調停案を両人は王子村へ伝えた。そのさい王子村が出作人四月、この調停案を両人に入口、残りの七分八厘は来春早々わりの取曖いを命じた。郷宿の両人に南王子村出作人と王子村との出入下きないといいはった。そこで両人は、出作人らに「石懸銀三匁二分八りの取曖いといいはった。

とともに、取曖いを辞退した。

一応落着をみたのであった。 これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿両人に対し

ず、 判は庄屋宅で障子越しにとられる。「当年之処も読聞不申候ハユ ように取計っていただきたい。⑤王子村の庄屋・年寄の支配をうけて 何と印形被取候事も難斗」い。今後は読聞かせ、 村に命じてほしい。④小入用帳に捺印のときも、例年一切読聞かされ ることになるので、今後は水掛り入用は反別掛けに改めるよう、王子 掛り入用を高掛りで徴収しているが、これでは王子村へ余分に出銀す るのに、王子村に限り村法と称して、池普請・水入役など、すべて水 きたい。そして納得の上、出銀したい。③水掛りは元来反別掛りであ に、しかも無勘定で徴収されるようになった。これを吟味していただ 以後は読聞かせてくれるように命じていただきたい。②一反に米一升 訴願した。<br />
①年貢割賦銀・諸入用が無勘定で徴収され納得できない。 しかし、その後も出作人に対する王子村の取扱いは改まらないので、 年貢筋そのほか諸入用方について「相尋度事共難相成」いので、 高一石に米一升の夜番賃が、安永元年(一七七二)から新規 出作人四八人は村役人を通して、次のように府中代官所へ 私共式之者と候得共、右躰之非道成村方取斗と御座候故 納得の上、捺印する

ていただきたい。 (4) でいただきたい。 (4) でいただきたい。 (4) でいただきたい。 (5) であれている。 吟味のうえ高畝歩違いがあれば改め はと天明三年の年貫高辻との間に二斗四升余の違いがあり、これだけ けた時の代銀三十七貫三百目余で買取ってもらってもよい。 ⑦出作高 ほしい。 (6) であれば、 譲受ほしい。 (6) であれば、 譲受 正子村庄屋による出作地支配をやめ、 府中組の庄屋に預け支配させて 王子村庄屋による出作地支配をやめ、 府中組の庄屋に預け支配させて

は二重に徴収されていることになる。この点を吟味の上、やめさせては二重に徴収されていることになる。この点を吟味の上、やめさせては反五畝歩の水掛り入用は、王子村惣高三百二十石余で高割りで徴収で、このうち四町四反八畝十六歩は王子村領で当時南王子村出作人のが、このうち四町四反八畝十六歩は王子村領で当時南王子村出作人のが、このうち四町四反八畝十六歩は王子村領で当時南王子村出作人のが、このうち四町四反八畝十六歩は王子村領で当時南王子村出作人のが、この方を改めてもらいたいと願い出た。すなわち、惣ノ池水掛り反ているのを改めてもらいたいと願い出た。すなわち、惣ノ池水掛り反がただきたい、というのである。

(6) お前は取曖人が入って、調停案を提示しても、なかなか落着にいたのなかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下っらなかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下っらなかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下っちかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下っちかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下っちかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下っちかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下った。

銀の勘定は、出作人のうち一両人に読聞かせる。②夜番賃・歩行給に八九)三月にいたってようやく次のように一件落着をみた。 ①諸入用その他については、なお解決にいたらなかったが、寛政元年(一七

った。

は取曖人にまかせ、従来通りとする。

王子村は両溝支配を主張し、双方の主張にくい違いがあるので、これが定とする。⑥水掛り入用の二重徴収という一件については、下子村は両溝支配を主張し、双方請印をしたことだから、これまでの仕来り通歩違いについては、双方請印をしたことだから、これまでの仕来り通少にする。⑥したがって出作高を王子村高から高切訳けはせず、王子村は両溝支配を主張し、双方請印をしたことだから、これまでの仕来り通少にする。⑥小入用の品々ついては、すでに請印をしたので、従来通りとする。⑥小入用の品々ついては、すでに請印をしたので、従来通りとする。

がこののちどれほど実行されたかについては定かでない。という、出作人の多年の宿望だけは、ここに一応達成されたが、これ石懸銀の無勘定・障子越し捺印をやめ、読聞かせ納得させてほしい

うけて用水入場をともに見廻る。 ラけて用水入場をともに見廻る。 三けて用水入場をともに見廻る。 三けて用水入場をともに見廻る。 三けて用水入場をともに見廻る。 三けて用水入渡し方・小池普請入用などにつき、王子村庄屋が、南時の小池用水入渡し方・小池普請入用などにつき、王子村庄屋が、南時の小池用水入渡し方・小池普請入用などにつき、王子村庄屋が、南天保期の出入り。下って天保六年(一八三五)出作地の高掛り入用・早損

共」だから、王子村とは同じにできないと、権柄づくの応対ぶりであ掛り入用の勘定について尋ねると、お前らは出作人、ことに「賤敷者も入渡さないところもあるというありさまであった。さらに年貢・高ろ、相手にされないばかりか、掛合いにいった出作人の田地へは一水った。すでに惣ノ池は抜き払われ、七月末には小池を抜き下すことにった。すでに惣ノ池は抜き払われ、七月末には小池を抜き下すことにった。すでに惣ノ池は抜き払われ、七月末には小池を抜き下すことにった。すでに惣ノ池は抜き払われ、七月末には小池を抜き下すことにった。

百姓一同へ通達するようにしたい、と川口代官所へ訴えた。 作業・諸入用はこの者が集めて本村へ一手納入するようにしたい。ま年貢・諸入用はこの者が集めて本村へ一手納入するようにしたい。また、池普請人足割合触れや本村からの申渡筋も、この差配人から入作依怙の取計いがあるから、今後は不公平のないようにするため、出作方を明白にしてもらいたい。②旱魃の年柄の小池用水抜下げについて方を明白にしてもらいたい。②旱魃の年柄の小池用水抜下げについて方を明白にしてもらいたい。②旱魃の年柄の小池用水抜下げについて方を明白にしたい、と川口代官所へ訴えた。

納得させるべきである」と、和済をうながした。(2)から、出作人は疑念をさしはさむのである。いずれにしても出作人を用帳面のうちには怪しい個条もみうけられるし、取計い方がよくないいいはっているようだが、旧例でも悪いものは改めるべきである。入子村に対し、「寛延年中に取替した一札通り以外は聞入れられない と出入りは容易に解決せず、天保十三年の冬をむかえた。代官所は王

解条項の趣旨も守る については、役人給・上納銀の入目は徴収するが、本高ではないので、 の役人から出す請取書については、従来通り一人別に渡す。⑥古屋敷

旱魃時の小池用水引方については富秋村の武兵衛を水入方見廻人にす この推測をみちびくものである。また、入作差配人による年貢・諸入 が王子村に種々引合せたが、王子村が相手にしなかったことなどは、ところ、嘉右衛門は「其節之儀者聢と相覚不申」と返答し、また同人 れず、同十年に取曖人の尾井村庄屋嘉右衛門に出作人がそれを訴えた き限りのことのように思われる。さきに天保七年の和解条件が実行さ 請人足についても本村同様の取扱いとなった。しかし、これはこのと ることで、一応、王子村の不当な差別に一定の制限をつけ、小池の普 屋・年寄の出作人に対する個別分散的支配を一応排除したという点で 用の王子村への一手納入という仕法を獲得したことは、王 子 村 の 庄 れていることも留意すべきである。 取書などについては、従来通り個別という点で、旧来の関係が温存さ 大きな成果であったといえるが、年貢請取通や本村役人から差出す請 この結果、夫銭勘定には取曖人の尾井村庄屋嘉右衛門を立入人とし、

もし王子村で改めれば、周辺の村々にも影響を及ぼすというのである。(33) カメン゙)という階層秩序維持のおもりとしても必要であった。そしてこう における公事家(言権を有する)と無足家(高言権が余りなく、とくに用水についての権利がにおける公事家(村政全般に発)と無足家(高所持の多少、貧富に関係なく、村政についての たことは王子村だけに限らず、ほかの村々にもみられることであり、 出作関係における王子村の部落差別は、他面においては、王子村内 輪目と仕、別而用水曳方之儀者、一円為携不申、 公事家之分と限り携候仕 足家与唱候分者、御高所持之多少・身元之貧福と不抱、都而村用向携方内 元来王子村之儀、往古ゟ村方人家と公事家・無足家与二々派有之候内、無 以後入作百姓壱人と而も、右様之筋を為立会候而者、前書無足家

> 之緒チン茂相成可申哉、且右様之訳柄者王子村と限り不申、外村とこる間 べ有之儀と付、何方江差響候哉も難斗 之もの共、万端公事家並と携候様成行、年暦久遠之村格相崩レ、

られるようになった。さらに出作地の溜池の樋が破損しても普請され こなわれたが、それ以後は実行されず、しかも臨時入用を多分にかけ らえず、また目録は隔年に差出してくれるという約束も、一カ年はお 明治初期の訴願。天保十三年の和解で、年貢・諸入用は入作差配 (一八六八) に、 出作地の高分け・年貢の直上納を訴願した。 うに「規定為取替等致置候**儀も、**忽チ違変仕」 るのは、 よる一手納入という要求をかちとったが、免状などは一年も見せても 難申尽」く、これでは出作地経営が成立たないので、ついに明治元年 底下之者ト見侮り、 非義・非道之仕向数多有之候儀ハ、 筆端言語と者 ないばかりか、勝手に王子村が池床を開くありさまであった。このよ 「是全々下賤 人に

御座、 明白と罷在候、乍併此廉を以、此度之御歎願、押而申立候所存毛頭無 高百五拾四石四斗弐升九合、草部村江出作之分御高分直御上納仕候事 申渡されると、「当御領知御初年後、寛延四辛未年八月大鳥郡原田村御 依然として解消されることなく存続したのであった。った。そして出作地における差別は、王子村内の階層差別とともに、 あることを挙げて、高分け・直上納を強く歎願したが聞届けられなか これに対して「御領知御政事規模」にもかかわるので許可できないと 唯幾重と茂御慈悲と奉相縋り度而已之儀と御座候」と、先例の

- 2 (1)(3)(4) 『奥田家文書』九四三号 同二〇・九四二号。
- 5 同二四五〇号。
- 6 同三五六号。
- 同三九六号。

- (8) 同九四九号。
- (9) 同二四六九·四四七·二四七一号。
- (10) 同九五九号。
- 同二四六九号。
- の聞取り)。 昭和と存続した(和泉市解放総合センター『郷土の歩み』研究会で昭和と存続した(和泉市解放総合センター『郷土の歩み』研究会で3) 同二四七一号。小野田前掲論文。なお、こうした関係は明治・大正・
- 六・九一○・九二二・九二六・九二九・九三○・九三三号。(4) 同四八九・四九○・九九六号。『大阪府南王子村文書』八九一・九○

# むすびにかえて

排除しようとしたこととも深い関連があるように考えられる。差別がなされ、この本村百姓や他の一般の出作人と異る不利な条件をないが、天保六年以降次のような出作地における年貢納入面で不当ないたらなかった。この高分け・年貢直上納の訴願については、確証は王子村からの独立をはかったが、これも領主権力に拒絶されて実現に正まりかねて明治元年に、出作地の高分け・年貢直上納を訴願し、

泉州一橋領知の大園・南出・綾井・中・富秋・尾井・千

次のような何書を提出して、その指示をうけている。た。そのさい村々は川口代官所に南王子村の出作人の米納について、代・舞・上・太・王子の二十二ヵ村は、七分方を米納するようになっ原・森・森・北曾根・南曾根・宮・二田・虫取・辻・穴田・長井・上

何村と而買調候儀届出、且又買先調遣、随分不当之直段無之様取斗可致、相収可申、尤御領知村々之内と而致買米候ハム、何村と而買求候て、右御伺申上候処、南王子村出来米致上納候儀へ為止、元村と而買米為ハ元村と而買米為致、相収可申哉、御伺奉申上候村々之内、南王子村々出作之分も有之、右村方と而出来米取立可仕哉、又村々之内、南王子村々出作之分も有之、右村方と而出来米取立可仕哉、又

申旨、被 仰付候事

南王子村の出作人は、出作先きでつくった米を納めず、出作先きの 南王子村の出作人は、出作先きでつくった米を納めず、出作先きの めていたのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす をの弁銀に苦しむという不利な条件を領主権力からおしつけられてい たのず銀に苦しむという不利な条件を領主権力からおしつけられてい たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすけ の工作人が出作人は、出作先きでつくった米を納めず、出作先きの をの弁銀に苦しむという不利な条件を領主権力からおしつけられてい たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす をの弁銀に苦しむという不利な条件を領主権力からおしつけられてい たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす たのである。そして村々は領主権力の差別を利用し、これをおしすす

## 註

書の全文は、本学の『部落問題論集』第5号に発表予定である。厳南堂刊)。「御領知米納と付、心得方写帳」(奥田家文書)。この文厳南堂刊)。「御領知の貢租」(『社会経済史の諸問題』は第5名師先生』